

静岡県発達障害者支援センター診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第17号

静岡県発達障害者支援センター診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例施行規則を廃止する規則

静岡県発達障害者支援センター診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例施行規則（平成17年静岡県規則第89号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。